

平成30年度 第9回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 錄

四国中央市農業委員会

## 平成30年度第9回農業委員会総会日程表

日 時 平成30年11月28日(水) 午後4時00分～

場 所 ホテルグランフォーレ 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川有利

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第6 議案第4号 耕作放棄地の非農地判断について

日程第7 諒問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

### 出席委員(18名)

1番	大西 嘉一郎	2番	石川 有利
3番	星川 安徳	4番	横尾 昇
5番	押条 和司朗	6番	篠原 義尚
7番	鈴木 俊一	8番	武村 美枝子
9番	妻鳥 和美	10番	高橋 博
11番	坂上 宏	12番	尾崎 靖雄
13番	鈴木 博美	14番	高橋 藤信
15番	辻 政春	17番	齋藤 伊勢子
18番	則友 祝幸	19番	石川 武将

欠席委員(1名)

16番 河村 薫

出席農地利用最適化推進委員(23名)

1番 脇 純樹

2番 藤田 紘正

3番 薦田 悅男

4番 森川 雅之

5番 高橋 忠明

6番 合田 慎太郎

7番 宇高 勉

8番 鎌倉 靜夫

9番 石村 好典

10番 中泉 敏則

11番 石川 修平

12番 高橋 功

13番 立川 貞美

14番 三好 忠行

15番 河村 一碩

16番 合田 篤夫

17番 鈴木 一郎

20番 渡邊 繁

21番 越智 寧

22番 村上 佳清

23番 近藤 良啓

24番 高橋 祥志

25番 鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員(2名)

18番 真鍋 義孝

19番 加地 照男

出席した職員

事務局長 曽我部 和司

次長 大西 唯文

係長 岡田 昇

係長 河村 由美子

係長 石川 考太

局長 ご起立願います。

局長 札、ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。秋の収穫の真っただ中で忙しい中、第9回農業委員会総会にお集りいただきありがとうございます。とりわけ柑橘の温州ミカン、また里芋等の収穫で忙しいと思います。今日は久しぶりの生憎の天気となりましたが、この後、今年の忘年会を予定しております。よろしくお願ひします。

議長 只今の出席委員数は、18名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第9回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。農業委員の16番 河村 薫委員より欠席届がありましたので、お知らせいたします。また農地利用最適化推進委員の18番 真鍋義孝委員、19番 加地照男委員より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、13番 鈴木博美委員、12番 尾崎靖雄委員を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議長 報告を求めます。石川考太君。

石川係長 受付番号75番、76番を議案書により報告

議長 以上で報告を終わりました。

議長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川考太君。

石川係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号79、寒川町の田1筆については、規模拡大ということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号80、土居町上野の田1筆については、規模拡大ということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。受付番号81、土居町野田の畠1筆については、近隣で耕作便利なためということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。果樹を栽培されるそうです。受付番号82、土居町土居の畠1筆、土居町天満の田3筆、計4筆については、譲受人の○○さんは新規就農者ということで、去る11月20日、高橋藤信農業委員、齋藤農業委員、曾我部局長、石川でヒアリングを行いました。譲受人の○○さんは71歳です。農地利用計画については、柳根竹、柳と竹を合わせた植物になるのですが、それを栽培し葉を粉末に加工しお茶として出荷されるそうです。なお、柳根竹の高さを2メートル程度に抑え、周囲の農地に迷惑をかけないようにすることです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

齋藤委員 82番ですが、譲受人の○○さんですが、新規就農者で現在は新居浜市に住んでいますが、親戚の譲渡人の○○さんの元々の家が土居町にあってそこの倉庫を借りて乾燥とかするそうです。今現在、柳根竹がもうすでに植えてあり、草刈等はしてくれています。将来的にはこちら土居町に奥さんと2人住まわれる予定です。本人はすごくやる

気満々ですが、植えた作物自体が今までに実績がないので、私達もわからないし、お話を伺うとすごく夢のある作物なので、これから楽しみにしながら見ていてほしいと思っています。

議長 「柳根竹」(やなぎもとだけ)というのは、初めて聞くのですが、どういうものなのですか。

齋藤委員 竹と柳の両方を持ち合わせているような作物で、葉は本当に柳のようで、すっと伸びて成長が早いので、あんまり高くなると日陰になるので、2メートル以内に抑えてもらう。

高橋藤信委員 初めて名前を耳にし、話を聞いてあそこにあったのがそうなのかなと、土居インターチェンジの上り線のすぐ下に5, 6本植わっている。最初見たときはオリーブの木かなと思っていました。植えて2年くらいでかなり大きいです。葉だけでなく、小さい枝も切って出される。出荷先も決まっているので、何年間か見てから、もしそれができるのであれば広げていきたいと思っていますが、未知の物なのでそれを田の優良農地に植えられたらいけないので、植えるのなら耕作放棄地等でないとできんということを聞いていただかないといけないと思っていますが、これも先はわかっていないので、何とも言えないです。もしダメだったらやめていただく。後始末は自分でしてくださいというような話はしております。

篠原委員 根はどうなのですか。

齋藤委員 下へまっすぐに伸びる、直根です。本当に見た目は木なのです。柳の木を細くしたような。

横尾委員 以前に2メートルくらいになる物を普通の農地に植えたのですが、採取するのに8ヶ月くらいかかるって、田植えする頃には1メートルくらいに成長して、刈るころには周囲は消毒をするが、底から虫が出てきたという経験があります。耕作放棄地だったらしいのだけれど、田の真ん中に植えられたら、周囲が迷惑しますので。

高橋藤信委員 土居町土居の場所は隣が民家なので、困る。この間見に行つた時には葉も虫が食っていたので。

議長 今後の生育の状態を注意して、何かあれば指導するということで

お願いします。

議長 それでは個別の質疑を行います。受付番号79番。

委員 異議ありません。

議長 80番

委員 異議ありません。

議長 81番

委員 異議ありません。

議長 82番については、先程説明がありましたが、これについて何かご質疑はありませんか。

斎藤委員 付け加えるのですが、これより面積が増える可能性があります。

まだ、譲渡人の農地が残っているので。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君。

岡田係長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する

意見についてご説明します。受付番号145、上分町の案件について受人は現在、借家住まいをしていますが、子供の成長とともに手狭となつたことから、義祖父が所有する申請地を借り受けの受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号146、上分町の案件について、受人は不動産業を営んでおり、同地域は小学校、大型病院が近く、幅広い世代にとって住みやすい環境にありますが、供給物件が少ないとことから、申請地を譲り受けの受人・渡人合致の分譲宅地建設です。受人、株式会社○○○○○○○○○○○○代表取締役、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号147、妻鳥町の案件について、受人は現在、賃貸住宅に居住していますが子供の成長とともに手狭となつたことから、住環境の良い父親所有の申請地を借り受けの受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号148、上柏町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおりますが、同地域内で安い住宅を希望される方が多いにもかかわらず、物件を準備することが難しいため、申請地を譲り受けの受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、株式会社○○○○○○○○○○○○代表取締役、○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号149、上柏町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、同地域は製紙及び紙加工関連の工業地帯に近く、遠距離通勤者が多く、持家志向が強いことから、申請地を譲り受けの受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、株式会社○○○○○○○○○○○○代表取締役、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号150、上柏町の案件について、受人が役員を務める株式会社○○○○において近年製造する紙製品の受注が増加し、資材や製品を置く場所が不足していることから、受人が倉庫を建設し会社へ貸すため、申請地を譲り受けの受人・渡人合致の貸倉庫建設です。受人、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号151、下柏町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、同地域は個人住宅の需要が多いにもかかわらず、提供できる物件が少ないとことから、申請地を譲り受けの受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、○○○○○○○○株式会社代表取締役、○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号152、中曾根町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、同地域内において、住宅購入を希望されるお客様が多いにもかかわらず、物件を供給できないことから、生活環境の整った申請地を譲り受けの受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、○○○○有限会社代表取締役、○○○○○○。立地基

準、一般基準ともに合致しています。受付番号153、中曾根町の案件について、受人は電気工事業を営んでおり、周囲に建物等が少なく日照量が良好な申請地を譲り受けの受人・渡人合致の太陽光発電施設設置です。受人、株式会社○○○○○○○代表取締役、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号154、具定町の案件について、受人は会社員ですが、現在、申請地の隣地に賃貸共同住宅を建設しており、住人の駐車場が不足するため、申請地を譲り受けの受人・渡人合致の駐車場施設です。受人、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号155、豊岡町豊田の案件について、受人は現在、夫が所有する建物に住んでいますが、家族4人で住むには手狭となり、また、各自の車のスペースが無いことから、土地を探していたところ、条件に見合った申請地を譲り受けの受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号156、土居町土居の案件について、受人は賃貸共同住宅住まいですが、子供の成長に伴い手狭となったことから、父親所有の申請地を借り受けの受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号157、土居町津根の案件について受人は現在賃貸住宅住まいですが、子供の成長に伴い手狭となったことから、妻の父親所有の申請地を借り受けの受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願いします。

議長 受付番号145番

委員 異議ありません。

議長 146番

委員 異議ありません。

議長 147番

委 員 異議ありません。

議 長 148番

委 員 148番から151番まで異議ありません。

議 長 152番

委 員 152番、153番異議ありません。

議 長 154番

委 員 異議ありません。

議 長 155番

委 員 異議ありません。

議 長 156番

委 員 異議ありません。

議 長 157番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長　日程第5 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議長　議案の説明を求めます。石川 考太 君。

(石川係長、受付番号149番～155番を議案書により説明)

議長　以上で、議案の説明は終わりました。

議長　なお受付番号156番については再設定であります。

議長　これより、質疑にはいります。

議長　それでは受付番号149番、質疑ありませんか。

委員　異議ありません。

議長　150番

委員　異議ありません。

議長　151番

委員　異議ありません。

議長　152番

委員　異議ありません。

議長　153番

委員　異議ありません。

議長　154番

委員　異議ありません。

議長　155番

委員 異議ありません。

議長 受付番号156番の再設定について質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第6、議案第4号、耕作放棄地の非農地判断についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。河村 由美子さん。

河村係長 議案第4号、耕作放棄地の非農地判断についてご説明いたします。お配りしております「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)判断について」をご覧ください。耕作放棄地にかかる農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準に基づき、平成30年度農地パトロール(利用状況調査)の実施結果等及び平成30年11月5日から15日までの非農地判断すべき農地の確認等により、本市における「守るべき農地」の明確化と農地の適正な管理を行うため、中山間地域を中心に、現に森林化の様相を呈する等農業上の再生が困難なうえ周辺農地や住宅等に影響を及ぼすおそれのない荒廃農地について非農地の判断を求めるものです。今回の非農地判断を求める農地の一覧は別紙非農地リストのとおりであります。今回、氏名等のあるリストは枚数が多くなりますので、こちらの方は回覧とさせていただきます。筆数は2,120筆、面積は約222ヘクタール。11月1日現在の農地全体の筆数の約4パーセント、総面積の約7パーセントとなります。今回の農業委員会総会において、議決され非農地と判定された土地については、12月中旬頃までに所有者等に別紙「非農地通知」を発行いたします。このことにより、「非農地」と判定された土地については、今後は

農地法の規制の対象外となりますので、農地台帳から削除とともに  
関係各機関(愛媛県、四国中央市、松山地方法務局四国中央支局)  
に対し、「非農地通知一覧表」により、農業委員会からその旨を通知い  
たします。確認をお願いして説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

議長 筆数が結構多いです。

横尾委員 自分の地域で12、13筆を確認するのに1時間くらいかかったの  
で、全部間違いなく確認できたのだろうか。

局長 それぞれの地域で日数かけて、各委員さんに見に来ていただいて  
おります。閲覧の日に会議室で確認していただいております。その中で  
多く質問を受けたのが、本人の確認をせずにるので本人から農地だ  
と言われたらどうするのかということですが、あくまでも農業委員会として  
非農地であると判断をしていますので、本人が農地だと申し出た場合は、  
もう一度現地確認をした上で農地台帳に登載するようになります。現状  
では農地として認められないということです。

横尾委員 それを送る文書の中に入れるのですね。

局長 いいえ。通知だけですので入れません。非農地の判断をいたしました  
たということで、もし問い合わせがありましたら、そういう受け答えをいた  
します。農業委員会が現地確認をし非農地判断をしましたということで  
すので。

高橋博委員 非農地通知書があれば登記はできるのですか。

局長 法務局へも非農地のリスト等を送付しますので、書面がそろわないと  
いけないと、法務局もう1度現地を確認に行くと思います。時間はか  
かると思いますが農業委員会の許可なしで地目の変更ができるとい  
うことです。

篠原委員 川滝、領家地区は今までいいのですか。

局長 川瀬、領家については、今国土調査をしている最中なので、国土調査の成果の中で山林、原野と出てきた時には農業委員会としても追認するという形で処理をしていきたいので、非農地通知の発送の予定はないです。国土調査の結果が出てきた時に図面も完成して地目も設定し直すと思いますので、そちらの方を優先したいと思います。また、富郷については、中間の結果が出た時に農地から非農地に変わるのは事務局で現地確認に行く予定あります。あくまでも国土調査によって現地確認をした上で、農業委員会が再度確認して農地でないと認めた土地は地目の変更をしていただくことになります。

局長 追加ですが、以前にもお話したのですが、国の方針として優良農地は残す。優良でない農地は切り捨てるという方針に今変わってきています。守るべき農地は守ろうということで、守れない農地まで囲っておれば大変なことになるので、きちんと非農地判断をしなさいという指導に変わっております。県内でも西予市が5年前に400ヘクタールほど一度に非農地にした例があります。皆さんの農地パトロールの成果だというふうに思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、耕作放棄地の非農地判断について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり決しました。

議長 日程第7、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西唯文君。

(大西次長、受付番号20番を議案書により説明。)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

議長 受付番号20番、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願ひします。

議長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局長 事務報告

議長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第9回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 札、お疲れ様でした。

閉会時間(17:00)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署名人

四国中央市農業委員会

議長

石川省利

委員

船木博美

委員

辰崎清雄